教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県教育委員会委員長　濵　上　和　康

奈良県教育委員会規則第八号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（昭和四十三年十月奈良県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第七条（見出しを含む。）中「書換え」を「書換」に改める。

第七条に次の一項を加える。

２　再交付を希望する教育職員免許状の紛失者が、書換を伴う場合においては、前項の規定にかかわらず、前項第二号の教育職員免許状及び同項第三号の紛失に関する相当官署の作成する証明書等の提出を省略することができる。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。